

区民福祉委員会  
令和2年12月4日

中間のまとめ

墨田区  
高齢者福祉総合計画  
第8期介護保険事業計画  
(案)

【概要版】

令和2年12月  
墨田区



## 1 策定の趣旨

---

高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、墨田区が目指す基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

令和 2 年の介護保険法の改正に伴い、令和 3 年度からの本計画は、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者に移行する令和 7 年の高齢社会、および国内で高齢者が最も多くなると想定される令和 22 年を見据え、多様かつ複雑化すると想定されるニーズにも対応できるよう、長期的な視点に立って 介護予防(健康づくり)・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新を進めることになっています。

本計画は、区が平成 28 年 6 月に策定した『墨田区基本計画 2016(平成 28)年度～2025(令和 7)年度』を上位計画とし、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、高齢者の自立を支援するとともに介護が必要になっても重度化を防止しながら、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、PDCA サイクル(計画、実行、評価、見直し)の継続的な実行に基づき、『第 7 期計画』を見直し策定するものです。

## 2 計画の性格と位置付け

---

高齢者福祉総合計画は、墨田区における高齢者福祉施策に関する基本計画であり、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、第 8 期介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。区では、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定するとともに、『墨田区基本構想』や『墨田区基本計画』を上位計画とし、『墨田区地域福祉計画』等の関連計画との整合性を確保します。

## 3 計画の期間

---

計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年です。

## 4 日常生活圏域

---

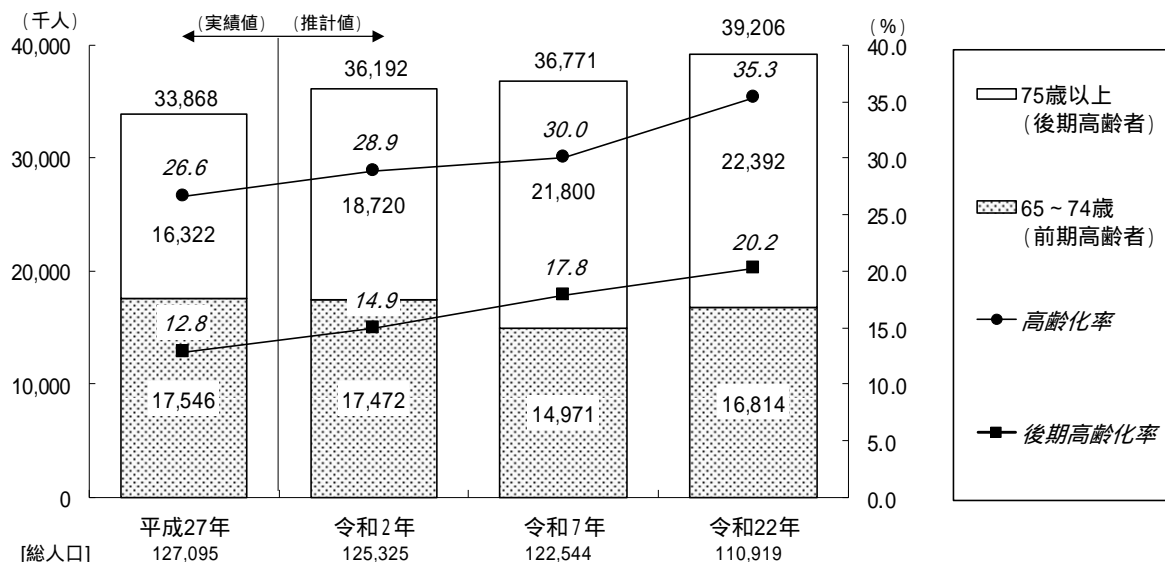
日常生活圏域は、高齢者支援総合センターの担当区域である 8 つとします。

## 5 今後の高齢化の見込み

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、わが国の人口は今後も減少し続け、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に移行する令和7年（2025年）には約1億2,300万人で、高齢化率は30.0%、後期高齢化率は17.8%まで上昇することが予測されています。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には、総人口が約1億1,000万人、高齢化率が35.3%、後期高齢化率は20.2%まで上昇することが見込まれています。

日本の将来推計人口

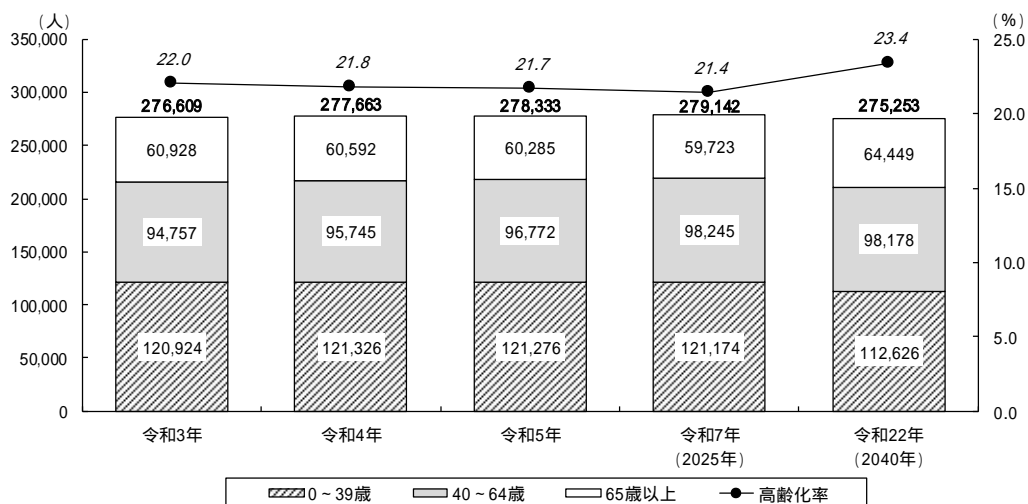


(注) 平成27年は実績値である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

墨田区の令和3年から令和22年までの将来推計人口をみると、令和7年には279,142人まで増加することが予測されますが、令和22年には約4,000人減少し、275,253人、高齢化率は23.4%まで増加することが見込まれています。

墨田区の将来推計人口



(注) 各年10月1日現在である

資料：墨田区住民基本台帳に基づく独自の推計

## 6 国の基本指針を踏まえた『第8期計画』期間における取組方向

国は令和2年月、介護保険法第116条に基づき、市区町村が地域の実情に応じた介護サービスを提供するため、基本指針を改正しました。

第8期計画（令和3年度～5年度）においては、第7期計画における課題などを踏まえ、令和7（2025）年に向けて地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指すとともに、更に現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えたうえで、高齢者福祉・介護保険施策に対するニーズを把握し、計画策定を行う必要があります。

国の指針を踏まえ、第8期計画において検討を要する事項は以下のとおりです。

地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムの充実に向けた地域支援事業等の効果的な実施

認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

介護人材確保と業務効率化の取組の強化

保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の活用

感染症対策や災害対策に関するさらなる検討

## 7 計画の基本理念と基本目標、体系図

### 基本理念

高齢者が生きがいをもって暮らせる  
しくみをつくる

### 基本目標

以下の5つの基本目標を設定し、地域包括ケアシステムの充実を図ることにより、基本理念の実現を目指します。

地域の中で必要とされている生活支援や見守り体制が充実している

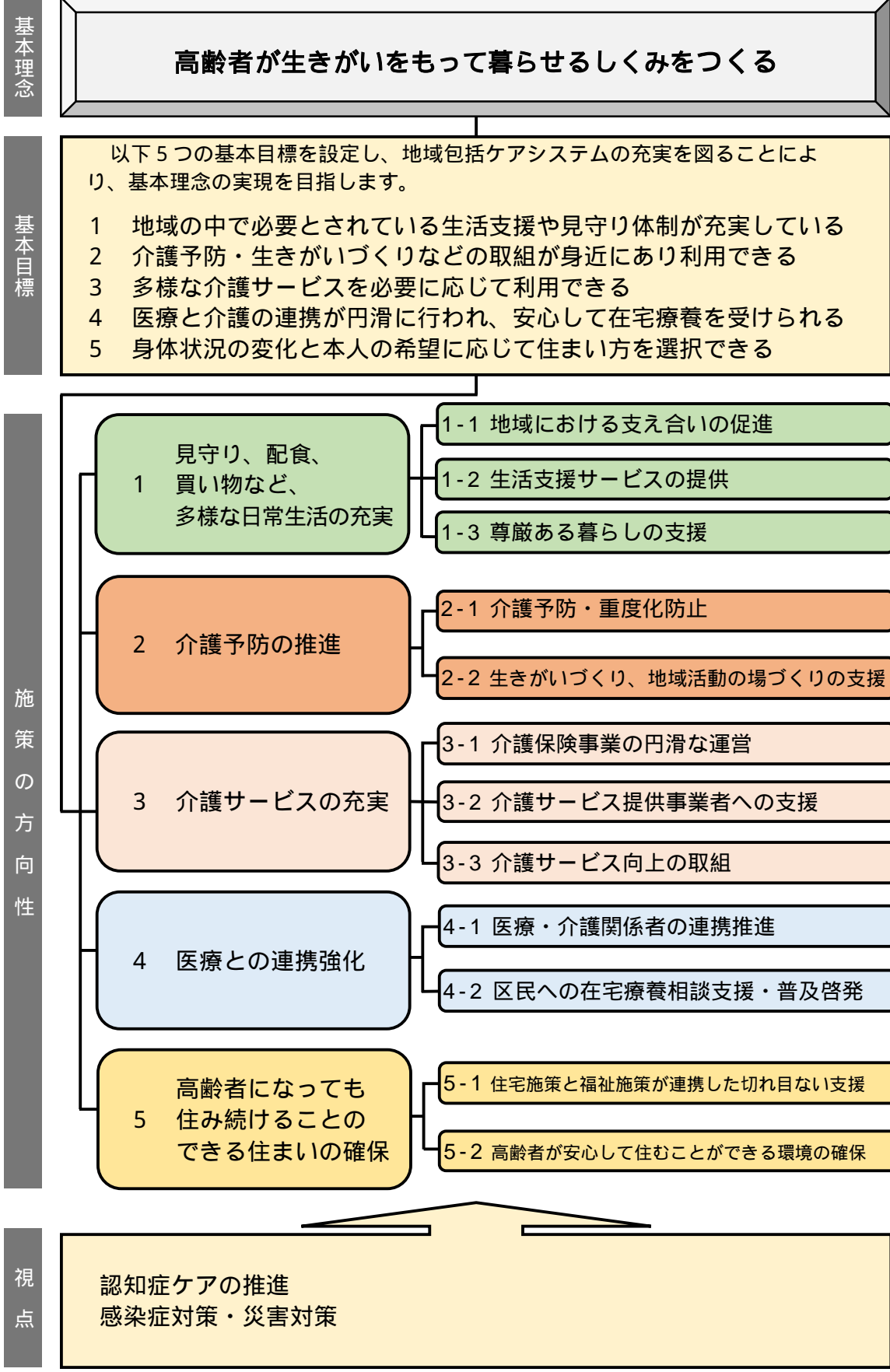
介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる

多様な介護サービスを必要に応じて利用できる

医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる

身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択できる

# 施策の体系図



## 8 施策の方向性

### (1) 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実

#### 【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
認知症や閉じこもりなどにより配慮を要する高齢者に対して、見守りにつながる行動をしている人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	70.7%	74.0%
地域の支え合いとして自分自身ができることがあると回答している人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	64.9%	67.0%
地域の中で受きたい手助けがあるが、「どこに(誰に)頼めばいいのかわからない」と回答している人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	29.4%	24.0%

#### 【施策分類(中分類)】

- 1-1 地域における支え合いの促進
- 1-2 生活支援サービスの提供
- 1-3 尊厳ある暮らしの支援

#### 【重点推進事業(案)】

- ・生活支援体制整備
- ・高齢者見守りネットワークの充実
- ・小地域福祉活動

### (2) 介護予防の推進

#### 【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
調整済み認定率 要介護2以下(軽度)の割合 (引用元：主管課データ)	12.3%	減少させる
調整済み認定率 要介護3以上(重度)の割合 (引用元：主管課データ)	7.0%	維持あるいは減少させる

介護予防事業への参加率や運動習慣の向上によって要介護認定率が下がるとされています。また、調整済み認定率とは、第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率を意味します。

#### 【施策分類(中分類)】

- 2-1 介護予防・重度化防止
- 2-2 生きがいづくり、地域活動の場づくりの支援

#### 【重点推進事業(案)】

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・地域介護予防活動支援

### (3) 介護サービスの充実

#### 【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
職員の過不足状況について、「充足している」と回答している区内介護サービス事業所の割合 (引用元：令和元年度介護サービス事業所調査)	29.9%	33.3%
介護サービスを利用していない理由について、「利用したいサービスが利用できない、身近にない」1と回答している人の割合 (引用元：令和元年度在宅介護実態調査)	4.7%	減少させる
介護サービスを利用していない理由について、「以前、利用したサービスに不満があった」2と回答している人の割合 (引用元：令和元年度在宅介護実態調査)	2.4%	減少させる

- 1 介護サービスの提供体制が充実し、介護サービスを必要に応じて利用できる環境が整備できているかを測ります。
- 2 介護サービスの質が向上するための事業を展開することにより、利用者のサービス利用満足度が向上しているかを測ります。

#### 【施策分類(中分類)】

- 3-1 介護保険事業の円滑な運営
- 3-2 介護サービス提供事業者への支援
- 3-3 介護サービス向上の取組

#### 【重点推進事業(案)】

- ・介護職入門研修の実施
- ・介護提供事業者への支援
- ・給付適正化事業

### (4) 医療との連携強化

#### 【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
人生の最終段階に受けたい医療やケアについて周囲と話し合っている人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	64.9%	68.0%
かかりつけ医がいる人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	80.9%	82.0%
在宅療養を受けることが「実現可能だと思う」と回答している人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	31.2%	35.0%



【施策分類（中分類）】

- 4 - 1 医療・介護関係者の連携推進
- 4 - 2 区民への在宅療養相談支援・普及啓発

【重点推進事業（案）】

- ・医療・介護関係者連携推進事業
- ・在宅療養普及啓発

**(5) 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保**

【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
自宅・施設など今後の生活場所について希望を有している人の割合 <small>（引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）</small>	76.8%	83.2%
地域で問題だと感じていることについて、「高齢者に配慮した住まいや住環境が不十分なこと」と回答している人の割合 <small>（引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）</small>	9.8%	8.8%

今後の生活場所について希望を有している人の割合が増加しているかを測ることで、施設整備や施設の周知などが効果的になされているかを検証します。

【施策分類（中分類）】

- 5 - 1 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目ない支援
- 5 - 2 高齢者が安心して住むことができる環境の確保

【重点推進事業（案）】

- ・すみだすまい安心ネットワーク事業
- ・各施設の整備

## (視点1) 認知症ケアの推進

### 【事業の成果を測るための指標】

指標	現状	目標
	第7期	第8期
認知症サポーター養成講座を受講したことがある人のうち講座内容を活かしていると回答している人の割合 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	46.2%	55.0%
認知症に関する相談窓口の認知度 (引用元：令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	25.8%	35.0%
認知症初期集中支援チームの活動により医療や介護サービスにつながった人の割合 (引用元：主管課データ)	90.9%	維持する

### 【認知症施策推進大綱を踏まえた区の取組】

- 普及啓発と理解の促進
- 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- 医療・介護の連携推進と介護者支援
- 認知症になっても生活しやすい環境づくりと社会参加支援

### 【重点推進事業(案)】

- ・ 認知症普及啓発
- ・ 医療・介護関係者連携推進事業

## (視点2) 非常時への備えと対策

### 【感染症対策】

- 未発生期の備え
  - ・ 平常時からの備え
  - ・ 関係団体との連携
- 発生期の対応
  - ・ 情報収集と提供
  - ・ 感染拡大防止
  - ・ 資材の提供
  - ICTを活用した「新しい生活様式」への対応
  - ・ オンラインシステムや動画配信サービスの活用
  - ・ ICTリテラシーの向上

### 【災害対策】

- 未発生期の備え
  - ・ 避難行動要支援者名簿の作成
  - ・ 避難行動要支援者情報の共有化
  - ・ 避難支援プランの作成
- 発生期の対応
  - ・ 介護事業所における非常災害対策
  - ・ 救護体制の確立
  - ・ 要配慮者救護所の開設
  - ・ 各介護事業所等の開設状況の把握

## 9 介護保険事業の推進

### (1) 要支援・要介護認定者数の見込み

要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とそのうち要支援・要介護認定率が高くなる75歳以上人口の増加に伴い、増加傾向となります。

要支援・要介護認定者数の見込みは、令和22年には13,002人となり、令和2年に比べて938人、7.8%増加するものと見込まれます。

#### 要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
合計	12,064	12,068	12,368	12,621	12,972	13,002
要支援1	1,619	1,617	1,649	1,678	1,702	1,632
要支援2	1,424	1,453	1,483	1,511	1,543	1,488
要介護1	2,677	2,642	2,712	2,764	2,836	2,793
要介護2	2,033	2,040	2,093	2,133	2,193	2,213
要介護3	1,593	1,607	1,653	1,690	1,751	1,798
要介護4	1,603	1,610	1,653	1,696	1,761	1,849
要介護5	1,115	1,099	1,125	1,149	1,186	1,229

(注) 各年9月末現在である。

資料：墨田区独自の推計

### (2) 主な介護保険サービス等の見込み

#### 居宅サービス

#### 介護予防サービス(予防給付)の見込み量

(単位：人/月)

区分	第8期			参考値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	274	279	284	290	279
介護予防訪問リハビリテーション	52	54	54	55	53
介護予防居宅療養管理指導	161	163	167	170	164
介護予防通所リハビリテーション	44	46	46	47	46
介護予防短期入所生活介護	6	6	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	66	68	69	70	68
介護予防福祉用具貸与	802	817	833	849	817
介護予防特定福祉用具販売	24	24	26	26	24
住宅改修費の支給	22	23	23	24	22
介護予防支援	1,013	1,032	1,052	1,072	1,032

## 介護サービス（介護給付）の見込み量

（単位：人/月）

区 分	第 8 期			参考値	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
訪問介護	2,537	2,573	2,633	2,711	2,748
訪問入浴介護	228	228	236	242	250
訪問看護	1,474	1,493	1,529	1,575	1,600
訪問リハビリテーション	229	232	238	244	248
居宅療養管理指導	2,499	2,524	2,587	2,667	2,724
通所介護	2,236	2,273	2,322	2,390	2,416
通所リハビリテーション	387	390	400	412	420
短期入所生活介護	376	381	389	401	410
短期入所療養介護	63	64	64	67	69
特定施設入居者生活介護	643	659	674	697	708
福祉用具貸与	3,701	3,747	3,837	3,955	4,026
特定福祉用具販売	59	60	61	63	64
住宅改修費の支給	50	51	52	53	54
居宅介護支援	5,313	5,394	5,515	5,679	5,745

## 地域密着型サービス

### 地域密着型サービスの見込み量

（単位：人/月）

区 分	第 8 期			参考値	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
認知症対応型通所介護	172	173	179	184	186
小規模多機能型居宅介護	153	155	158	162	166
認知症対応型共同生活介護	295	303	326	339	344
地域密着型特定施設 入居者生活介護	20	20	20	20	20
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	36	36	36	39	40
看護小規模多機能型居宅介護	33	34	34	36	37
地域密着型通所介護	1,198	1,220	1,246	1,282	1,292
地域密着型介護老人福祉施設入居 者生活介護	2	2	2	2	2

## 施設サービス

### 施設サービスの見込み量

(単位：人/月)

区 分	第8期			参考値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	1,105	1,207	1,207	1,250	1,294
介護老人保健施設	535	549	561	580	595
介護療養型医療施設	16	16	17		
介護医療院	14	14	15	33	35

### 都市型軽費老人ホーム

都市型軽費老人ホームは、未整備圏域に配慮しつつ、全圏域を対象に整備します。

### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

#### 総合事業の見込み量

(単位：件/月)

区 分	第8期			参考値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所型サービス（従前）	1,194	1,218	1,240	1,262	1,213
通所型サービスA	44	45	45	46	45
訪問型サービス（従前）	950	969	986	1,004	965
訪問型サービスB	45	45	45	44	48

### 短期集中予防サービス

(単位：件/年)

区 分	第8期			参考値	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所型サービスC	528	552	576	571	616
訪問型サービスC	114	123	132	131	141

(注) 3～6か月の期間で実施する事業のため、年間延べ件数を記載

### (3) 第1号被保険者の介護保険料

『第7期計画』における介護給付費の推移等を踏まえて、『第8期計画』における介護サービス見込み量等と、今後国から提示される介護報酬単価を基に、令和3年度から5年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額を算定します。

### (4) 介護保険事業の円滑な運営

『東京都第5期介護給付適正化計画（令和3年度～令和5年度）』を踏まえ利用者に対し、適正な介護認定を行った上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要なサービスを提供できるよう目標を定めて取り組みます。

## 10 日常生活圏域別地域包括ケア計画

### (1) 高齢者支援総合センターと高齢者みまもり相談室

#### 高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）

高齢者及びその家族の身近な相談窓口として、区内に 8 か所あります。介護予防等についての相談に対応するほか、要介護認定や区独自の福祉サービスの申請、福祉機器の展示、住宅改修など、福祉保健に関することに専門職員が応じます。

#### 高齢者みまもり相談室

ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域と連携して見守りネットワークの充実を図ります。

#### 地域ケア会議

支援が必要な高齢者等へ適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりなどに結び付けていくことで、地域包括ケアを推進していくひとつの方法です。

### (2) 日常生活圏域別地域包括ケア計画

日常生活圏域別地域包括ケア計画（以下「地域包括ケア計画」という。）は、「墨田区高齢者福祉総合計画・第 8 期介護保険事業計画」の策定に合わせて、日常生活圏域ごとに、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、策定するものです。圏域の課題や特性を踏まえて、第 8 期中に重点的に実施していく内容を、センター・相談室とともに地域の関係者の意見を踏まえて定めた計画です。

地域包括ケア計画は、センター・相談室が中心となって、地域の住民や事業者等とともに推進していきます。

なお、地域包括ケア計画は、8 つの日常生活圏域ごとに作成します。

## 11 今後の予定

時 期	項 目	備 考
令和 2 年 12 月 7 日（月）	区のお知らせ「介護保険特集号」発行 区ホームページ掲載	パブリック・コメント開始
12 月 15 日（火）	地域説明会	
令和 3 年 1 月下旬	介護保険事業運営協議会	
3 月下旬	区議会定例会 2 月議会 区民福祉委員会 報告	